

「奨学のための給付金(新入生への早期給付)」対象者及び給付額等確認シート(県外高等学校等在籍者)
(生活保護(生業扶助)世帯、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯向け)

申請者氏名 _____

高校生等は令和6年4月に高等学校等就学支援金対象校に入学しましたか？

はい

いいえ

給付金に該当しません。

生活保護(生業扶助)世帯、あるいは令和5年度の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税ですか？

はい

いいえ

今回は給付金に該当しません(ただし、通常募集で該当すれば申請可能です)

生活保護(生業扶助)を受給していますか？
※専攻科の高校生がいて、令和5年度の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税である場合は、「いいえ」に進んでください。

はい

いいえ

通信制又は専攻科の高校生等はいいますか？

はい

いいえ

高校生等(本人)以外に15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている者がいますか？

はい

いいえ

ケース1

生活保護(生業扶助)受給世帯で、**13,150円**が支給されます。

提出書類1へ

ケース2

「非課税世帯」で、通信制の高校生等及び専攻科の高校生は、**13,025円**が支給されます。

提出書類2へ

ケース3

「非課税世帯」で、**38,000円**が支給されます。

提出書類3へ

複数の高校生等がありますか？

はい

ケース4

「非課税世帯」で、1人目の高校生等は**35,650円**、2人目以降の高校生等については**38,000円**が支給されます。

いいえ

ケース5

「非課税世帯」で、**35,650円**が支給されます。

提出書類2へ

提出書類2へ

提出書類1

①「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シート(本紙)にチェックを入れたもの
②様式第1号 奨学給付金受給申請書
③様式第13号 口座振替依頼書、預金通帳等の写し
④生活保護受給証明書(4/1以降発行)
※「生業扶助」受給が確認できない場合は、「生業扶助受給証明書(様式第18号)」を提出。
⑤様式第12号 在学証明書(4/1以降発行)
⑥様式第8号 委任状(申請者と口座名義人が違う場合のみ)

提出書類2

①「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シート(本紙)にチェックを入れたもの
②様式第1号 奨学給付金受給申請書
③様式第13号 口座振替依頼書、預金通帳等の写し
④健康保険証の写し(国民健康保険証を添付する場合は、別途「様式第14号 扶養誓約書」を提出)
※④は対象となる高校生等の健康保険証の写しを提出すること。
※被保険者等記号・番号等をマスキング(塗りつぶす)こと。
⑤令和5年度(非)課税証明書(保護者全員分の証明書が必要。)→下記の【留意事項】をご覧ください。
⑥様式第12号 在学証明書(4/1以降発行)
⑦様式第15号 個人対象要件証明書(専攻科のみ)
⑧様式第8号 委任状(申請者と口座名義人が違う場合のみ)

提出書類3

①「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シート(本紙)にチェックを入れたもの
②様式第1号 奨学給付金受給申請書
③様式第13号 口座振替依頼書、預金通帳等の写し
④健康保険証の写し(国民健康保険証を添付する場合は、別途「様式第14号 扶養誓約書」を提出)
※④は15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養している者(対象となる高校生等を含む)の健康保険証の写しを提出すること。
※被保険者等記号・番号等をマスキング(塗りつぶす)こと。
⑤令和5年度(非)課税証明書(保護者全員分の証明書が必要。)→下記の【留意事項】をご覧ください。
⑥様式第12号 在学証明書(4/1以降発行)
⑦様式第8号 委任状(申請者と口座名義人が違う場合のみ)

【留意事項】

- 令和5年度(非)課税証明書を取得する前に、保護者のどちらか「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税」であるかは、お住まいの市町村役場の市町村民税窓口で確認することができます。
- 就学支援金申請の際に、学校に「保護者全員分の課税証明書を提出済み」の場合でも、改めて課税証明書の提出が必要です。
- 両親又はどちらかが海外勤務で課税証明書が取れない場合は、給付金の対象外となります。
- 課税証明書の住所と現住所が異なる場合は、転居したことがわかる証明書(住民票等)も併せてご提出ください。

該当するケースに下記例のようにチェックしてください。

例